

# り災証明申請書について

## り災証明申請書とは

火災等により被害を受けた方が、火災保険金の請求、税金の減免、り災ごみの処理、登記の抹消、有価証券の再発行などの手続きを行う際に必要となる「り災証明書」の交付を受けるための申請書です。

## 申請者について

り災者（火災により被害を受けた建物、車両、家財品などの所有者、法人の代表者など）が申請してください。り災者が申請できない場合は、同一世帯の方や、法人の社員なども申請することができます。

上記以外の代理人が申請することもできますが、その場合は委任状を提出する必要があります。

## 申請に必要なもの

- ・ り災証明申請書
- ・ 申請手数料（1通につき200円）
- ・ 身分を証明するもの（運転免許証、パスポート、健康保険証など）
- ・ 委任状（代理人が申請する場合）

## 申請手続き

下記に記載する、火災が発生した市町村の所管課（係）の申請窓口へ持参してください。受付は平日の8時45分から17時15分までとなっております（年末年始及び祝日は除きます。）。

なお、火災が発生してから「り災証明書」を交付できるようになるまでには数日かかりますので、申請にお越しの際は、事前に電話等でお問い合わせください。

## 申請窓口・お問い合わせ先

所管課（係）	住所	電話番号
当別消防署予防課	石狩郡当別町錦町 351 番地	0133-23-2537
新篠津消防署予防係	石狩郡新篠津村第 46 線北 12 番地	0126-57-2034
石狩消防署予防課	石狩市花川北 1 条 1 丁目 2 番地 3	0133-74-7165